

平成 29 年度における奈良県職業訓練実施計画

平成 29 年 4 月 3 日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、奈良県における現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中の公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、本計画の実施にあたり、奈良労働局、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部等の関係機関は、円滑な連携により、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

奈良県の雇用失業情勢は、平成 28 年 12 月の有効求人倍率が 1.24 倍と平成以降の最高値をさらに更新し、雇用情勢は引き続き改善しているものの、少子高齢化が進展する中、持続的な経済成長のためには、「働き方改革」の推進等を通じた労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備・生産

性の向上を図るとともに、人材育成の強化・人材確保対策の推進を図ることが課題である。

特に、若年者については、今後の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を実施し、県内就業率の向上を図る必要がある。

また、女性については、子育ての時期にある求職者などキャリアを中断した女性の就職支援を重点に女性の就業率向上を図る必要がある。

高齢者については、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の職業能力開発を推進していくことも重要である。

このため、求職者の就職の実現に資する職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

3 平成 28 年度における職業訓練をめぐる状況

平成 28 年度の新規求職者のうち、求職者支援法第 2 条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、平成 28 年 11 月末現在で奈良県においては 18,336 人であった。(前年同期 29,078 人)

◎平成 28 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- 公共職業訓練（離職者訓練）

奈良職業能力開発促進センター	263 人（平成 28 年 12 月末現在）
奈良県高等技術専門校	143 人（平成 28 年 12 月末現在）
委託訓練	884 人（平成 28 年 12 月末現在）
- 求職者支援訓練 331 人（平成 28 年 12 月末現在）

◎平成 27 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- 公共職業訓練（離職者訓練）

奈良職業能力開発促進センター（注 1）	85.9%
奈良県高等技術専門校	91.3%
委託訓練	84.9%
- 求職者支援訓練（注 2）

基礎コース	43.3%	実践コース	45.8%
-------	-------	-------	-------

（注 1）平成 28 年 4 月から平成 28 年 9 月末までに終了した訓練の就職率

（注 2）求職者支援訓練は平成 28 年 4 月から 6 月末までに終了した訓練の訓練修了後 3 か月経過後までの雇用保険適用就職率

4 平成 29 年度における職業訓練の実施方針

奈良県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡、協議の場を設けるとともに、奈良労働局、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部をはじめ、訓練実施機関、経済団体、労使団体等と幅広い連携、協力関係により、地域の人材育成に取り組んでいくこととする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

平成 29 年度においては、奈良県立高等技術専門校及び奈良職業能力開発促進センターの 2 施設において、15 科目、584 名の訓練定員を確保する。

- ・ 奈良県立高等技術専門校（訓練期間：1 年間）9 科目 180 名
ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。
- ・ 奈良職業能力開発促進センター（訓練期間：6～7 ヶ月間）6 科目 404 名
地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定する。

【平成 29 年度訓練計画】

施設/科目		定員
奈良県立高等技術専門校		180
	ITシステム科	20
	家具工芸科	20
	建築科	20
	住宅設備科	20
	服飾ビジネス科	20
	オフィスビジネス科	20
	ビルメンテナンス科	20
	造園技術科	20
	販売実務科(知的障害者対象)	20
奈良職業能力開発促進センター		404
	CAD/NC技術科	48
	機械CAD技術科	64
	住環境コーディネート科	66
	住宅リフォーム技術科	48
	電気設備技術科	48
	住宅リフォーム技術科(若年者コース)	16
	金属加工技術科(若年者コース)	32
	CAD/NC技術科(若年者コース)	16
	電気設備技術科(若年者コース)	16
	橋渡し訓練(社会人基礎講習)	50

② 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・ 委託訓練は、訓練定員を 1,140 名として実施する。
- ・ 「資格取得コース」については、2 年間の介護福祉士養成科を設定する。
- ・ 「知識等習得コース」については、総務・経理事務分野、医療事務分野、WEB デザイン分野、介護・福祉分野、美容分野、農業分野を設定する。
- ・ 「デュアルコース（委託訓練活用型デュアルシステム）」については、医療

事務分野、WEB デザイン分野、介護・福祉分野を設定する。

- ・ その他、求人者・求職者ニーズを踏まえたコース設定及び、若年者、女性、高齢者それぞれに配慮した多様なコース設定に努め、特に子育て中の訓練受講者に配慮した託児サービス付き訓練コースを継続する。
- ・ 開講時期については、支援訓練と調整を行い、委託訓練は月初に開講し、求職者支援訓練は15日の開講を原則として設定することにより、訓練科目や訓練実施地域の重複を避け、より多様な訓練機会の提供、確保を図ることとする。

【平成 29 年度訓練計画】

コース/分野		1,140
資格取得コース		30
	介護福祉士養成科(2年コース)	30
知識等習得コース		960
	総務・経理事務分野	430
	医療事務分野	160
	WEB デザイン分野	120
	介護・福祉分野	180
	美容分野	40
	農業分野	30
デュアルコース		150
	医療事務分野	40
	WEB デザイン分野	50
	介護・福祉分野	60

③ 在職者訓練に係る実施規模と分野

- ・ 在職者訓練の対象者数は、330人とする。
- ・ 在職者訓練は、能力開発セミナーと称し、主に中小企業の在職者の方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識及び技能・技術の向上を目的として奈良職業能力開発促進センターにおいて実施する。
- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握したうえで、中小企業等で働く指導的・中核的な役割を担う在職者を対象に、ものづくり分野を中心に「現場力の強化や技能の継承」、「行程の改善や生産性の向上」、「付加価値の高いサービスや新製品の創造」などに資する能力が養成できるよう実施する。
- ・ 奈良県においても、観光等成長が見込まれる分野において、職業に必要な技能のスキルアップを目指し、訓練を実施していく。

(2) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野

- ・ 計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けない者に対する雇

用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 480人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 770人を上限とする。

- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を 50%程度とし、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を 50%程度とする。
- ・ その際、人手不足分野・成長分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・ 再就職を目指す子育て中の女性等について、短時間の訓練コースや託児サービス付き訓練コースの設定など、特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。
- ・ 「地域ニーズ枠」として、求人・求職等の地域の状況や課題に対応するため、特定の対象者を念頭に置いた科目を設定することとする。

訓練認定規模の割合は、以下のとおり。

イ 基礎コース	385人	訓練認定規模の50%
うち基礎分野	205人	基礎コースの53.2%程度
介護分野	60人	基礎コースの15.6%程度
その他の分野	120人	基礎コースの31.2%程度
ロ 実践コース	385人	訓練認定規模の50%
うち介護分野	120人	実践コースの31.2%程度
医療事務系	60人	実践コースの15.6%程度
その他の分野	205人	実践コースの53.2%程度

【平成29年度訓練認定規模】

コース/分野	770
基礎コース	385
基礎分野	205
介護分野	60
その他分野	120
実践コース	385
介護分野	120
医療事務分野	60
その他分野	205

- ・ 認定単位期間
四半期ごと（各月の定員目安値あり）に認定する。認定単位ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、奈良労働局HP及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部HPで広報する。
- ・ 認定定員数
各コースにおける認定定員は上限 15名とする。
ただし、地域における訓練の選択肢を確保するため、地域別上限値を優先して認定し、計画認定残があれば異なる地域への振替を可能とする。

- ・ 新規参入の上限値

イ 基礎コース	20%
ロ 実践コース	20%

ただし、15人未満の場合は15人とする。

(3) 職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実、就職率の目標

① 就職支援等

- ・ 各職業能力開発施設、職業訓練実施施設は、公共職業安定所と連携し、公的職業訓練の受講者の就職支援を実施する。
- ・ 公的職業訓練受講希望者に対しては、公共職業安定所における訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業によるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供やミニ面接会の実施など、就職支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード(評価シートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ 求職者支援訓練の基礎コース受講者のうち技能向上のため、引き続き実践コースや公共職業訓練(離職者訓練)の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を継続して行う。

② 就職率の目標

- ・ 公共職業訓練受講者の就職率は、奈良県立高等技術専門校及び奈良職業能力開発促進センターの施設内訓練については80%以上を目指す。
- ・ 奈良県委託訓練については、75%以上を目指す。
- ・ 求職者支援訓練受講者の雇用保険適用就職率は、基礎コース55%、実践コース60%を目指す。

(4) 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成29年度においても、奈良県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

また、必要に応じ、ワーキング・チームを開催し、地域の産業ニーズ、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。